

各 位

令和8年8月3日

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
国内向け AT プロモーション（情報発信）事業」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名
令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
国内向け AT プロモーション（情報発信）事業
2. 業務委託期間
契約締結日～令和9年1月29日（金）
3. 今後のスケジュール（予定）

8月3日（月）	公示
8月10日（月）	企画提案の参加表明期限 12：00 締切
8月21日（金）	企画提案書の提出期限 12：00 締切
8月下旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
8月下旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始
4. 委託事業費（上限）
7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は8月10日（月）12時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【問合せ先】

(公社) 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
担当：立松・杉山
Email: m_tatematsu@visithkd.or.jp
Email: go_sugiyama@visithkd.or.jp

以上

令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 国内向け AT プロモーション（情報発信）事業 企画提案募集要領（指示書）

1. 事業目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、道内各地域への誘客及び観光消費の拡大を重要な目的として掲げている。一方、北海道においては、旅行需要が特定の地域や季節に集中する傾向があり、地域偏在・季節偏在の解消に向け、道内各地が有する自然、文化、食、アクティビティ等の魅力を効果的に発信し、実際の旅行行動へつなげる取組が求められている。

本事業では、北海道ならではの自然、アクティビティ、文化、食等、アドベンチャートラベル（以下「AT」という。）の要素を取り入れた道外旅行者向けの国内募集型旅行商品を造成又は集約し、商品の申込み及び販売につながる効果的なPRを実施する。また、道内向けには、北海道コレクションラリーPRイベントへの出展を通じて、ATの要素を取り入れた道内各地域の体験コンテンツを紹介し、実際の来訪及び体験利用を促進する。これらの取組により、ATの考え方や北海道内の多様な観光資源の魅力を広く発信するとともに、道外からの誘客及び道内周遊を促進し、地域偏在・季節偏在の解消につなげることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・ 民間企業
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）
7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
6. 委託期間及び業務スケジュール
- (1) 委託期間：契約締結日から令和9年1月29日（金）まで
- (2) 業務スケジュール
- | | |
|----------|---------------------------|
| 8月3日（月） | 公示 |
| 8月10日（月） | 企画提案の参加表明期限 12:00 締切 |
| 8月21日（金） | 企画提案書の提出期限 12:00 締切 |
| 8月下旬 | 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） |
| 8月下旬 | 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、業務開始 |
| 1月29日（金） | 事業実績報告書の提出期限、委託事業の終了 |
- (3) 業務完了日
令和9年1月29日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。
- (4) 委託費の支払
業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。
7. 業務委託内容（企画提案事項）
本事業においては、「アドベンチャートラベル（AT）」という言葉自体の認知拡大にとどまらず、北海道ならではの自然、アクティビティ、文化、食等を組み合わせた体験の魅力を分かりやすく発信し、実際の旅行商品の購入や体験コンテンツの利用につなげること。
道外向けには、旅行会社と連携した募集型旅行商品の造成、販売促進及び効果的な情報発信を行い、道外からの実送客を促進すること。道内向けには、他事業のイベント等と連携し、道民が北海道内の各地域を実際に訪れ、ATの要素を含む体験コンテンツを利用するきっかけを創出すること。これらの取組を一体的に実施することにより、道外からの誘客拡大及び道内旅行者の周遊促進を図るとともに、北海道観光における地域偏在及び季節偏在の解消につながる効果的な企画提案を行うこと。
- (1) 道外旅行者向け AT 旅行商品の造成及び販売促進
- ① 実施目的
道外在住者を対象として、北海道ならではの自然、アクティビティ、文化、食等、ATの要素を取り入れた国内向け募集型旅行商品を造成・集約し、効果的な情報発信及び販売促進を行うことで、道外からの誘客並びに道内各地域への周遊促進を図ることを目的とする。
なお、本事業における旅行商品は、本格的なAT商品に限定するものではなく、自然体験、文化体験、食、ガイドツアー等の要素を旅行行程の一部に取り入れた商品も対象とする。
- ② 募集型旅行商品の造成及び集約
- (ア) 参画旅行会社：
国内向け募集型旅行商品の造成及び販売が可能な旅行会社を3社以上選定すること。
- (イ) 商品数：
参画旅行会社ごとに2商品以上、合計6商品以上の募集型旅行商品を造成すること。
なお、新たな募集型旅行商品の造成が難しい場合は、既に造成・販売されている商品を活用することも可とする。この場合、必要に応じて、ATの要素の追加や旅行行程の見直し等、既存商品のブラッシュアップを行うことが望ましい。
- (ウ) 対象商品：
造成又は集約する商品は、次の要件を満たすものとする。
- ・ 道外在住者を対象とした国内向け募集型旅行商品であること。
 - ・ 北海道の自然、アクティビティ、文化、食等、ATの要素を取り入れた商品であること。
 - ・ 道外旅行者が実際に申込み又は購入できる商品であること。

- ・ 商品内容、旅行代金、設定期間、出発日及び申込方法等が明確であること。
- ・ 地域偏在及び季節偏在の解消を意識した商品を可能な限り含めること。

③ 旅行商品の情報発信及び販売促進

(ア) PR 施策の企画及び実施

造成又は集約した旅行商品の申込み及び販売につなげるため、道外旅行者を対象とした効果的な PR 施策を企画し、実施すること。

PR の手法については、特設ランディングページの制作、WEB 広告、SNS、旅行関連メディア、参画旅行会社が保有する媒体等の活用を含め、受託事業者から最も効果的な方法を企画提案すること。なお、単なる商品の紹介にとどまらず、ターゲットとする旅行者層に商品の魅力が具体的に伝わり、実際の申込み又は購入につながる内容とすること。

(イ) 申込導線の構築

PR を閲覧した旅行者が、商品の詳細確認から申込み又は購入まで円滑に進むことができるよう、各旅行会社の商品販売ページ、予約ページ又は問い合わせ先への明確な導線を設けること。

(ウ) 旅行会社と連携した販売促進

参画旅行会社と連携し、各社の WEB サイト、SNS、メールマガジン、店舗その他の販売チャネルを活用した販売促進を行うこと。具体的な販売促進の方法、実施時期及び役割分担については、各旅行会社と調整のうえ決定すること。

④ 実績の把握及び報告

実施した PR 施策について、掲載ページの閲覧数、広告の表示回数、商品販売ページへの遷移数等の情報発信実績を把握すること。また、参画旅行会社と連携し、造成又は集約した商品ごとの申込件数、申込人数、催行状況及び実送客数等を可能な範囲で把握すること。

商品の販売期間や出発時期等により、事業期間内に申込数や実送客数が確定しない場合は、事業終了時点における申込状況及び販売状況を整理するとともに、事業終了後も当機構が実績を確認できるよう、参画旅行会社との情報共有方法及び確認時期を整理し、当機構へ引き継ぐこと。

(2) 道民向け AT 体験促進及び道内周遊プロモーション

(北海道コレクションラリーPR イベントへの出展)

(ア) 実施目的：

北海道コレクションラリーPR イベントに出展し、同ラリーに掲載される体験コンテンツのうち、北海道の自然、アクティビティ、文化、食等、AT の要素を取り入れたコンテンツを中心に紹介すること。イベントを通じて、紹介する体験スポットへの来訪及び体験利用を促進するとともに、北海道ならではの自然や文化等を実際に体験し、地域をより深く楽しむという AT の考え方や魅力を、道内旅行者に対して分かりやすく発信することを目的とする。

(イ) 開催概要：

- ・ 実施日時：令和 8 年 10 月 3 日（土）10 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ・ 実施場所：札幌駅東口（屋内）
- ・ 道内ターゲット層：

札幌圏を中心とした北海道居住者

メイン	ファミリー層 ☐ 家族でのお出かけや旅行を楽しむ層
サブ	下記志向性の高い大人 ☐ 旅行（リピーター・ドライブ層） ☐ スタンプラリーや御朱印巡りなど、収集や達成の要素を楽しむ層 ☐ 旅の体験を記録・コレクションとして楽しむ層

なお、実施日時、実施場所その他の開催内容については、イベント全体の実施状況等により変更となる場合があるため、詳細は当機構と協議のうえ決定すること。

(ウ) 出展スペース（予定）：

出展スペースは、テーブル1台程度のスペースを予定する。

限られたスペースの中で、来場者の関心を引き、紹介する体験コンテンツの魅力が分かりやすく伝わる展示及びPR方法を企画提案すること。

※会場の使用及び出展スペースの確保に係る費用は、事業費に含めないこと。

(エ) 出展内容：

北海道コレクションラリーに掲載されるコンテンツのうち、自然、アクティビティ、文化、食、地域住民との交流等、ATの要素を取り入れた体験スポットを中心にPRを行うこと。PRにあたっては、単にスポットの名称や所在地を紹介するだけでなく、来場者が実際に現地を訪れ、体験したいと感じられるよう、次に掲げる事項が分かりやすく伝わる内容とすること。

- ・ 体験スポットの特徴及び魅力
- ・ 体験できる内容
- ・ 体験を通じて知ることができる地域の自然、文化、歴史及び暮らし 等

また、本事業による情報発信が体験スポットの認知向上のみにとどまらず、イベント終了後の実際の来訪及び体験利用につながるよう工夫すること。

※具体的にコレクションラリーに掲載される体験スポットについては、受託事業者の決定後、当機構から共有するものとする。

(オ) PR手法の企画

出展スペースの条件及び来場者の属性を踏まえ、体験スポットへの来訪及び利用につながる効果的なPR手法を企画提案すること。

PR手法については、パネル、ポスター、パンフレット、マップ、動画、写真、二次元コード、体験型企画その他の手法を組み合わせるなど、来場者が楽しみながら北海道内の体験スポット及びATの魅力を知ることができる内容とすること。

また、体験スポットの詳細情報、アクセス方法、予約・申込先等へ円滑に誘導できる導線を設けるなど、来場者の具体的な旅行行動を促し、実際の来訪及び体験利用の増加につながる工夫を行うこと。

(カ) 季節偏在を意識した情報発信

紹介する体験スポットについては、特定の季節に偏らないよう、季節偏在の解消を意識した情報発信を行うこと。

グリーンシーズン、冬季及び春・秋の端境期等、異なる季節に楽しむことができる体験コンテンツを幅広く紹介し、道内旅行者が年間を通じて各地域を訪れるきっかけとなる構成とすること。なお、当機構から共有する体験スポットの内容を踏まえ、紹介する季節、地域及び体験内容のバランスについて、当機構と協議のうえ決定すること。

(キ) ATの普及・啓発

体験スポットへの来訪促進に加え、北海道の自然、文化、食及びアクティビティ等を組み合わせ、地域を深く知りながら楽しむATの考え方について、一般の旅行者にも理解しやすい表現で紹介すること。なお、「AT」という言葉自体の説明に偏ることなく、実際に体験できる内容や地域を訪れる楽しさを通じて、その魅力が自然に伝わる構成とすること。

(ク) PR用パンフレット等の製作

北海道内で楽しむことができる自然体験、文化体験、食、ガイドツアー等、ATの要素を取り入れた体験コンテンツを紹介するパンフレット等を制作し、会場で配布すること。

パンフレット等には、体験スポットの特徴、主な体験内容、実施地域、詳細情報や予約先へ誘導する二次元コード等を掲載し、来場者の実際の来訪及び体験利用につながる内容とすること。制作にあたっては、イベントまでの期間を考慮し、期間内に制作可能な内容とすること。仕様、掲載内容及び配布部数については、当機構と協議のうえ決定すること。

(ケ) 装飾及び制作物

出展に必要なブース装飾、パネル、ポスター、配布物、備品、運搬、設営、撤去その他の費用については、事業費に含めること。装飾及び制作物については、北海道コレク

ションラリーの全体デザインとの調和を図りながら、ATの要素を取り入れた体験スポットの魅力が視覚的に伝わるものとする。

制作内容及びデザインについては、事前に当機構と協議し、承認を得たうえで制作すること。

(コ) 当日の運営

受託事業者は、出展に必要な人員を配置し、来場者への案内、体験スポットの紹介、配布物の配布、参加型企画の運営及び問い合わせ対応等を行うこと。

(カ) 実績の把握

イベント終了後、可能な範囲で次に掲げる実績を把握し、当機構へ報告すること。

- ・ 配布物の配布数
- ・ 参加型企画等への参加者数
- ・ 来場者からの主な意見及び反応

実績の把握方法については、出展内容及びPR手法とあわせて企画提案すること。

(3) その他自由提案

(1)～(2)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(4) 事業目標 (K P I)

① 募集型旅行商品の造成・集約

参画旅行会社数：3社以上

募集型旅行商品の造成・集約数：1社につき2商品以上、合計6商品以上

※新たな商品の造成が難しい場合は、既存商品を活用することも可とする。

② 旅行商品の情報発信・販売促進

造成又は集約した6商品以上について、道外旅行者を対象としたPRを実施すること。

全商品について、販売ページ、予約ページ又は問い合わせ先への申込導線を設けること。

③ 申込・販売実績の把握

商品ごとの申込件数、申込人数、催行状況及び実送客数を可能な範囲で把握すること。

事業期間内に実績が確定しない場合は、事業終了時点の申込状況を整理するとともに、その後の確認方法を当機構へ引き継ぐこと。

④ 北海道コレクションラリーPRイベント

出展回数：1回

配布物の配布数、参加型企画等への参加者数及び来場者の反応を把握し、報告すること。

(5) 事業報告と権利関係の整理について

① 事業完了報告

(ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等を盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。

(イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以降に向けた取組提案等を含めること。

(ウ) 日本語でA4版、両面印刷で50～100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。

(エ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物2部及びデータを提出すること。事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

③ 権利関係の整理

(ア) 作成したものは、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

(イ) 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

④ USBメモリ 1 部と DVD-R 1 枚（上記①～③を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

(6) (1)～(5)共通の注意事項

事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

(7) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(8) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(9) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。（書式は任意）

表明期限 令和8年8月10日（月） 12:00

表明先 事業本部 観光ブランド推進部 立松

Email: m_tatematsu@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の2部のみに記載し、残りについては「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式はA4版、両面印刷で50～75ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

- (5) 提出した記名ありの企画書は、データでも提出すること。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの3部）
(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 立松 宛
(3) 提出期限 令和8年8月21日（金）12時 **※時間厳守**
(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
- ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。
- ※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。
- 【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など。

13. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合は、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとします。Zoomの場合も同様です。（ハイブリッド形式での参加は不可とする）

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権

利処理を行うこと。

- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 国内向けATプロモーション(情報発信)事業」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 国内向けATプロモーション(情報発信)事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

第１１条 本コンソーシアムの取引金融機関は、 とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐神 昌子 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）

有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。